

# 福島県の12市町村へ転入し、定住される方へ

※福島県の12市町村とは、以下の市町村です。

田村市、南相馬市、川俣町、広野町、楡葉町、富岡町、川内村、大熊町、双葉町、浪江町、葛尾村、飯館村

一定の要件を満たす方に対して

**世帯：最大200万円、単身：最大120万円**の

## 移住支援金

を給付します。

### 移住支援金給付の主な要件

①～③の全て、かつ④又は⑤のいずれかに該当する方が対象となります。

#### ①移住元に関する要件

- ・12市町村内に住民票を移す直前に、連続して3年以上、福島県以外の地域に在住していた方。

#### ②移住先に関する要件

- ・12市町村に令和3年7月1日以降に転入（住民票の異動）した方。
- ・自らの意思で、県外から12市町村に定住（5年以上継続して居住）し、就業又は起業する方。ただし、業務上、5年以上継続して居住することが困難と認められる場合は除く。
- ・原則として、12市町村内に、住居を自らの資金で賃借若しくは購入し、又は確保している方。ただし、住居を自らの資金で賃借若しくは購入していない、又は現に確保していない場合でも、定住することが明確であると認められる方。

#### ③移住等に関するその他の要件

- ・平成23年3月11日時点で12市町村に住民票を有していない方。
- ・福島県が別に定める者のいずれかに該当する方。

#### ④就業に関する要件

- ・週20時間以上の無期雇用契約を法人等と契約している方。又は、自ら事業（一次産業を含む）を営んでいる方。
- ・転勤、出向、出張、研修等による勤務地の変更ではない方。

#### ⑤起業に関する要件

- ・転入後1年以内に福島県から起業支援金の交付決定を受けた方。
- ※起業支援金の詳細については、追ってお知らせします。

◆ 申請期間は、転入後3か月以上1年以内です。

※ 要件に該当しなくなった場合、返還していただく場合があります。

詳細は、福島県避難地域復興課のHPをご覧ください▼

<https://www.pref.fukushima.lg.jp/sec/11050a/fuku12-ijushienkin.html>

【お問合せ】 福島県12市町村個人支援金コンタクトセンター

6/15  
運用開始

024-563-5598（月～土曜日 12時～20時）

fuku12-ijushienkin@f-com.co.jp

